



# NEWS RELEASE

令和 6 年 1 月 11 日

沼津信用金庫

中小企業庁「M&A 支援機関登録制度」中小 M&A ガイドラインの改定について

沼津信用金庫は、令和 3 年に中小企業庁による「M&A 支援機関登録制度」に登録され、M&A 支援機関として支援を行っております。この度中小 M&A ガイドラインが改定されましたのでお知らせいたします。当金庫は、今後も中小 M&A ガイドラインを遵守し、中小企業がより一層円滑に安心して M&A に取組める環境の実現を目指します。

## 記

### 1. 中小 M & A ガイドラインの改定の概要について

<「後継者不在の中小企業向けの手引き」等における改定箇所>

- ① 仲介者・FA の選定
- ② 仲介契約・FA 契約の内容
- ③ セカンド・オピニオン
- ④ マッチングにおける支援機関の活用
- ⑤ 仲介者・FA の手数料の整理

<「支援機関向けの基本事項」における改定箇所>

- ① 支援の質の確保・向上に向けた取組
- ② 仲介契約・FA 契約締結前の書面を交付しての重要事項の説明
- ③ 直接交渉の制限に関する条項の留意点

<行政・民間における取組の推進>

- ① 行政の取組
- ② 民間の取組

### 2. 中小 M&A ガイドラインの遵守について

中小企業庁が定める「中小 M&A ガイドライン」に記載されている事項について、登録 M&A 支援機関として、「中小 M&A ガイドライン(第 2 版)遵守の宣言」を当金庫ホームページに掲載しました。詳しくは下記 URL をご参照ください。

[https://www.numashin.co.jp/jigyo/matching/manda\\_guideline.html](https://www.numashin.co.jp/jigyo/matching/manda_guideline.html)

以上

<お問い合わせ先>

沼津信用金庫 営業統括部 担当：高橋、堀井

〒410-0802 静岡県沼津市上土町 3

TEL：055-962-6767